

令和5年4月25日
中部地方整備局

建設業法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社丸泰

業者の住所 : 岐阜県岐阜市領下6-46

2. 指名停止措置期間 : 令和5年4月25日から令和5年6月5日まで(6週間)

3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

4. 事実概要

(株)丸泰は、愛知県内の民間建築工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施工令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和5年4月5日、建設業許可部局である中部地方整備局長より営業停止処分(10日間)を受けた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である(株)丸泰が、建設業許可部局である中部地方整備局長から営業停止処分(10日間)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

<指名停止措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
契約課長補佐 岡崎 友紀 電話番号(052)953-8138